

# アプリケーション利用契約約款

2012年3月16日

## (総則)

第1条 利用者及び株式会社一人計画（以下、当社とする）は、頭書のアプリケーションの利用権に際し、この契約書に定めるもののほか、別紙の仕様書に従いこれを履行しなければならない。

2 前項の仕様書に明記されていないものがあるときは、その都度利用者当社協議の上これを定める。

## (目的)

第2条 選挙P a d（以下、アプリ）を有償でレンタルし、利用者の選挙活動及びそのアフターフォローを適正かつ確実に行うための業務を委託する。

## (権利義務の譲渡等)

第3条 当社は、この契約によって生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、または継承させてはならない。

但し、書面により利用者の承諾を得た時はこの限りではない。

## (機密の保持)

第4条 当社は、この契約の履行中に知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

## (利用期間)

第5条 利用期間は、当社が利用者にID、パスワードを引き渡した当日から開始され、本サービスの利用期間が満了するまでとする。

## (利用契約の途中解除)

第6条 利用者が利用途中で契約を解除したときには、当社は当社に支払われた基本サービス料および基本追加サービス料、その他のサービス料等の払い戻し等は一切行わない。

## (アプリの使用地域)

第7条 当社のアプリ使用地域は申込時に登録した地域とする。

## (検収および引き渡し)

第8条 当社は、仕様書に記載のアプリの利用権を利用者に提供し、利用者は14日以

内に検収するものとする。

2 前項の検収の結果、不合格となった場合は、別途定める料金表から手数料を引き返金する（翌月の末日まで）。

#### （免責）

第9条 当社は利用者がサーバーに設置した情報の保護・価値・有用性・適合性・合法性等について、何等の保証も行わず、またいかなる意味においてもその責任を負わないものとする

2 当社が本約款にもとづいて、サービス利用の制限、サーバーに設置された情報の削除、サービス提供の中止あるいは停止を行った場合に、利用者もしくは第三者に損害が発生したとしても当社は免責されるものとする

3 当社はサーバーが適切な機能を維持するよう努めるが、当社のサーバーが蓄積したり交換する情報が失われた場合、あるいは、その機能が利用できなかった場合に、利用者もしくは第三者に損害が発生したとしても当社は免責されるものとする。

#### （約款の変更）

第10条 当社は、この約款を変更することがある。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款による。

#### （個人情報保護方針）

第11条 当社は使命と責任を十分自覚し、利用者がサーバーに設置した個人情報の保護につとめる。利用者は本サービスに必要な範囲に限定して、適切に収集、利用、提供する。

#### （補則）

第12条 この契約書に定めのない事項については、利用者当社協議の上これを定める。